

令和6年度 設楽町第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、設楽町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林(国有林・民有林)の内訳を表1に示す。

町内における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は16.46%と低い。

設楽地区は津具地区に比べ山あいの集落、いわゆる「里山」が点在している。里山では、谷間を開墾したものや山腹の緩斜面を利用した農地が多く、森林から近い位置にあるため、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。また、設楽地区は津具地区に比べ竹林も多く存在していることから、タケノコを狙ってイノシシが出没するケースもある。

近年、全国的に里山での過疎化及び農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、イノシシの分布域拡大を助長するものであるため、イノシシによる農作物被害を増加させている要因であると考えられる。

表1 林種別森林等面積

(単位：ha)

計画区域	森林面積	国有林 総数	民有林 総数		民有林立木地			
					針葉樹		広葉樹	
設楽地区	24,846	5,634	19,212	100.00%	15,858	82.54%	3,162	16.46%
津具地区								
合計								

計画区域	民有林立木地以外						民有林立木地（再掲）			
	竹林		無立木地		対象外森林		人工林		天然林	
設楽地区	15	0.08%	176	0.91%	1	0.01%	15,570	81.87%	3,448	18.13%
津具地区										
合計										

(出典)「2020年度愛知県林業統計書」(2021年12月、愛知県)

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。平成30年度以降については豚熱の影響により生息数が減少傾向との情報が多く、分布域の現状については不透明なようである。なお、設楽町内は全域が捕獲実績、目撃情報等から豚熱の発生以前より生息域である。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は12,614頭(中央値)である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、地域によって生息密度は異なるが町内全域に生息していると考えられる。

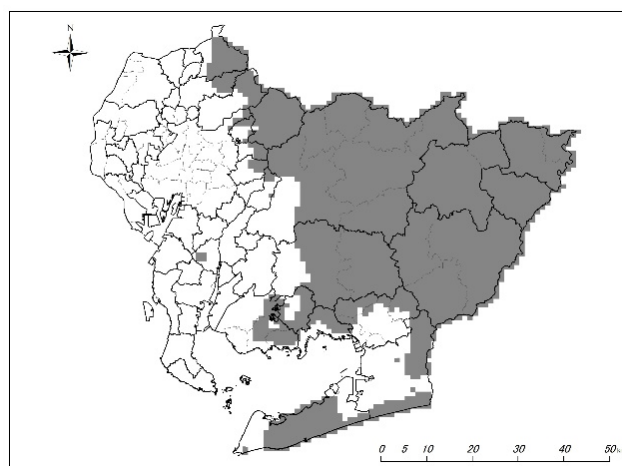


図1 愛知県における分布域(R2年度)

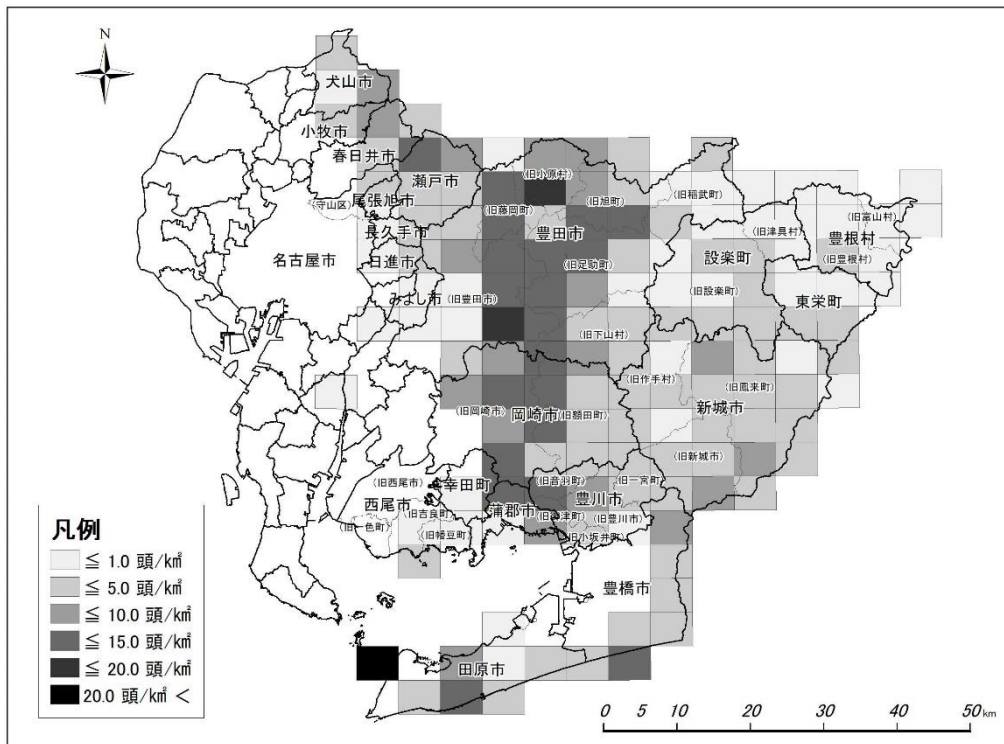


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度(R3年度)

(3) 被害の状況

町内における令和2年度から令和4年度までの農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況を表2に示す。

被害面積は全体で1.2ha~1.9ha、被害量は2.3t~3.6t、金額は480千円~826千円と、ばらつきがあるものの増加傾向と考えられる。

主な被害作物は稲、野菜である。

山里においては、①収穫物の被害が個数単位であること、②上述の実施要綱調査対象外の被害など数値として把握できない部分がある。

したがって、実際はこれらの数値以上の被害があると考えられる。

また、近年、獣によって運ばれるヤマビル、マダニの吸血被害といった生活被害についても顕在化している。

町内における市街地への出没等の生活環境被害や豚熱の発生は確認されていない。

表2 設楽町における被害の状況

	R2年度			R3年度			R4年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
設楽地区									
津具地区									
合計	1.2	2.3	495	1.2	2.3	480	1.9	3.6	826

(出典) 農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況

(年度内の被害状況を翌年度にとりまとめて愛知県へ報告のため出典は令和4年度まで)

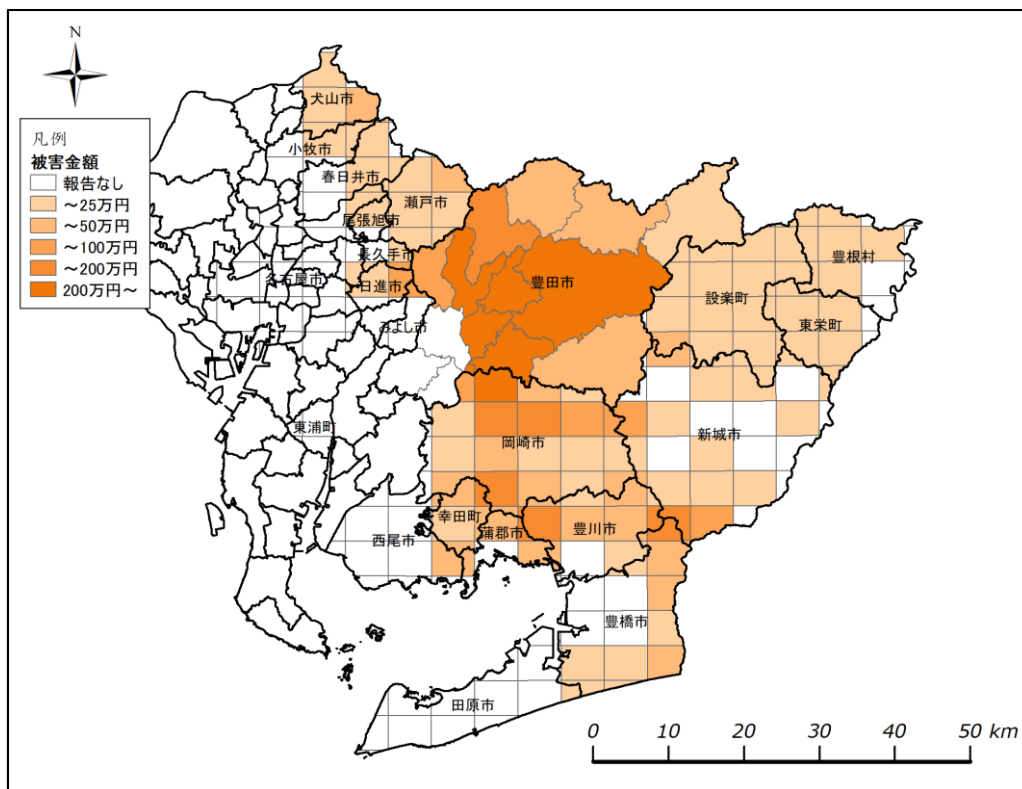


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

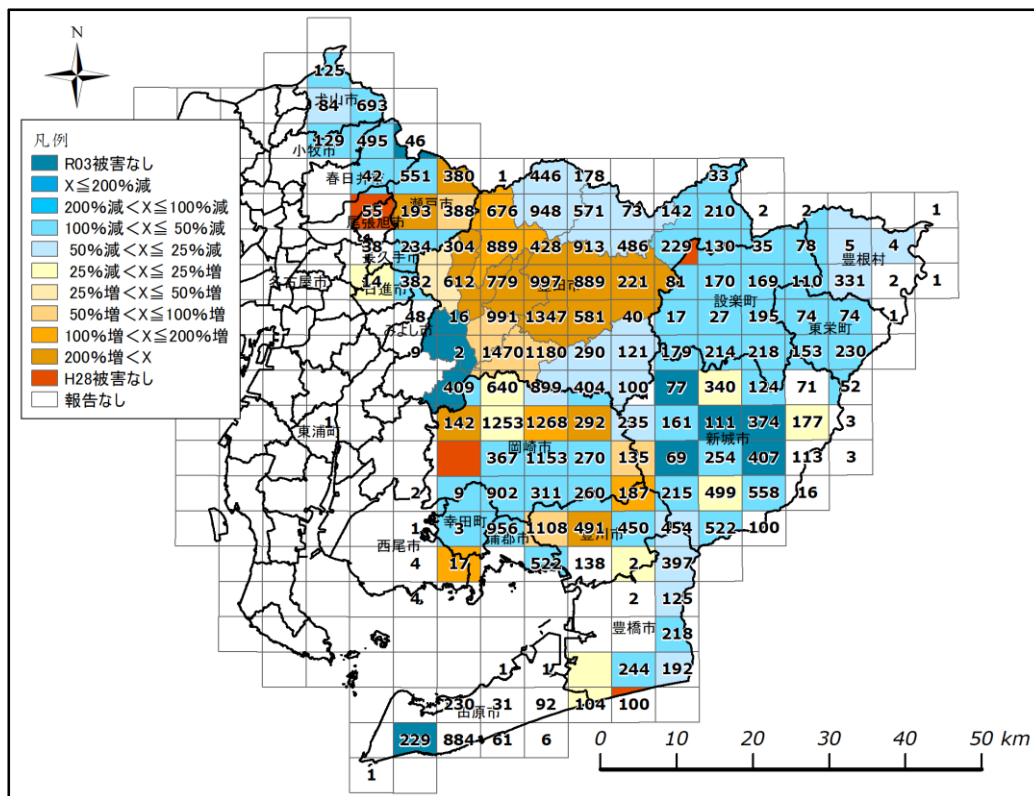


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

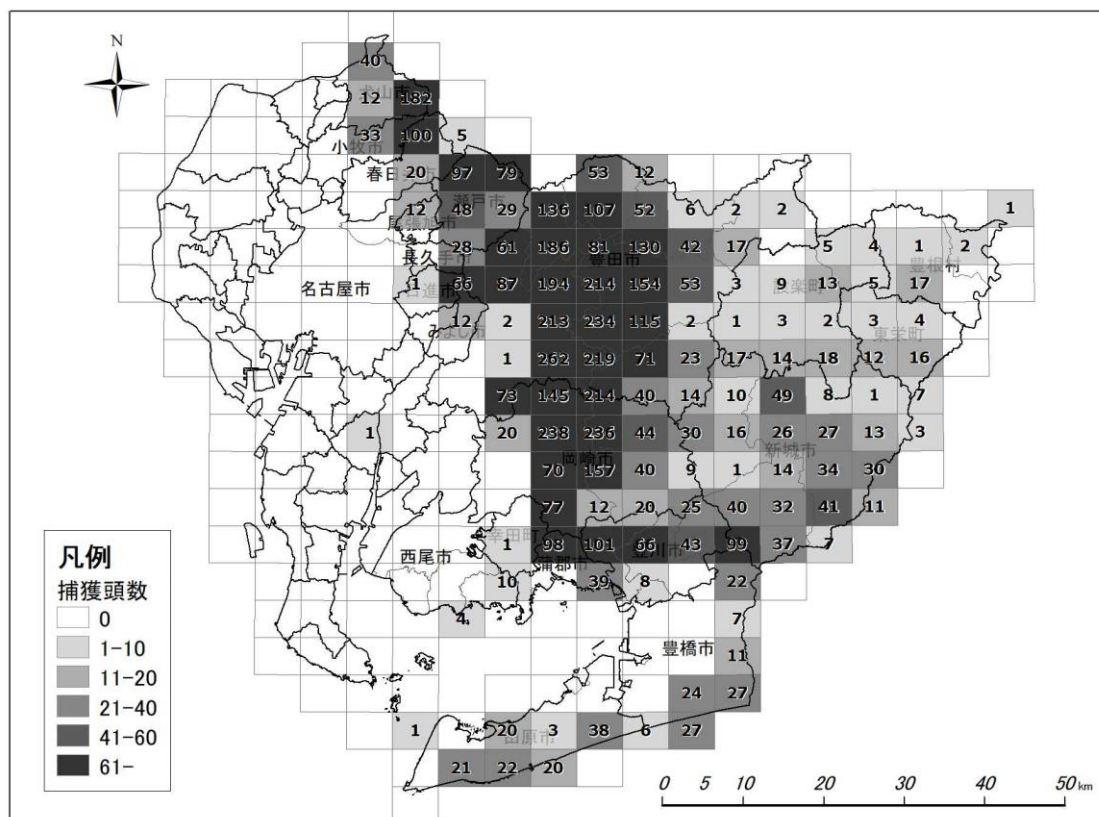


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3年度)

イノシシは県中部から東部にかけてほぼ全域で捕獲されているが、町内でも全地域で捕獲されている。

町内の個体数調整による捕獲数を表3に示す。令和元年度までは、町内におけるイノシシの捕獲実績については、1年おきに増減を繰り返す傾向がみられ、令和元年度は減少している。この傾向に沿えば令和2年度は捕獲数増加が予測されたが、実際は令和2～3年度は2年連続し捕獲数が大幅に減少している。

この間は目撃情報も以前と比較し非常に少なく、町内においても豚熱の影響による生息数の減少が起こったものと推測されたが、豚熱の影響が落ち着いてきたためか令和3年度後半から目撃情報や捕獲数が増え始め、令和4年度の捕獲数は大幅に増加した。令和5年度については、前年度までとはいかないものの豚熱流行以前の捕獲数が見込まれる。

表3 設楽町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	15	11	0	9	20	10(1)
		罾	295	136	82	81	213	160(79)
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	283	126	75	90	217	165(78)
		幼	27	21	7	0	16	5(2)
津具地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	1	0	0	3	0	5(0)
		罾	117	26	16	11	33	25(8)
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	97	24	16	13	30	28(8)
		幼	21	2	0	1	3	2(0)

イ 被害防除に係る対策

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として森林においては忌避剤による防除、農作物に対する対応については、イノシシのみではなく、他獣（ニホンジカ等）も含め農地等へ網や柵（金網柵、ワイヤーメッシュ、電気柵、トタン）の設置が実施されている。

平成24年度からは、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業による自力施工鳥獣被害防止施設（金網柵及びワイヤーメッシュ）の設置を実施している。併せて、設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金として鳥獣の農地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防御柵等（電気柵等）に要する経費の一部を補助している。

表4 設楽町における防除対策の実施状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)
津具地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—

表5 設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金制度の利用状況（単位 件数：件 金額：千円）

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05(見込)
補助件数	27	10	9	18	11	7	16	16
補助金額	1,090	339	243	683	417	215	637	640

ウ 生息環境管理に係る対策

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのイノシシの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、イノシシの好適な生息環境となり分布域の拡大等につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することでイノシシの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、イノシシが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

表6 設楽町における生息環境管理対策の実施状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—
津具地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—

5 評価

現在のところ、銃及びわなによる捕獲については一定の効果はあると認識されているようである。

森林における忌避剤による防除は「ある程度の効果あり」との意見が出されているが、忌避剤は植栽した木一本ずつに塗布しなければならないため時間と手間がかかってしまうことや、忌避剤塗布後の降雨により流されてしまう場合、塗布がムラになってしまい効果が半減してしまうなどのデメリットがある。

農地における対策として、金網柵およびワイヤーメッシュにおいては集落単位による大規模な対策が実施できるが、電気柵については局地的な防除対策なるため、これらを組み合わせて使用することにより地域全体としての対策を行うことが必要である。また、柵設置後の点検や補修、電気柵における漏電防止のため下草の除去等の適切な管理を定期的実施する必要があり、地域内における連携や意思統一も必要となっている。

表7 設楽町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罨	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
設楽地区	増	◎	◎	○	◎	○	○ (忌避剤)
津具地区	増	◎	◎	○	◎	○	○ (忌避剤)

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他 (内容)
設楽地区	◎	△	—
津具地区	◎	△	—

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

設楽町は、在来個体群の分布が確認されている地域で「管理エリア」に該当する。

管理エリアに分類されている本町では、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。

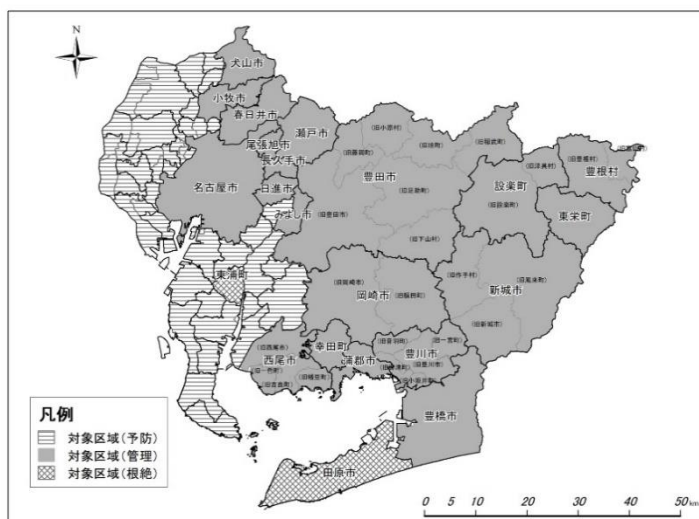


図7 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

設楽町は管理エリアに該当するため、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な捕獲を行うことなどにより、農業被害等の未然防止または減少を図るとともにイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、設楽町でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

管理エリアに分類されている本町では、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。町内における捕獲数を表8に示す。

表8 設楽町における令和6年度の捕獲計画(案)

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
設楽地区	20	220	240
津具地区	10	30	40

(3) 計画を達成するために実施する対策

加害個体を中心とした捕獲を実施し、捕獲従事者に対し報奨金の交付や狩猟免許取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として森林においては忌避剤による防除、農作物に対する対応については、イノシシのみではなく、他獣（ニホンジカ等）も含め農地等へ網や柵（金網柵、ワイヤーメッシュ、電気柵、トタン）の設置が実施されている。

平成 24 年度からは、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業による自力施工鳥獣被害防止施設（金網柵及びワイヤーメッシュ）の設置を実施している。

現在のところ、銃及びわなによる捕獲については一定の効果はあると認識されているようである。

森林における忌避剤による防除は「ある程度の効果あり」との意見が出されているが、忌避剤は植栽した木一本ずつに塗布しなければならないため時間と手間がかかってしまうことや、忌避剤塗布後の降雨により流されてしまう場合、塗布がムラになってしまい効果が半減してしまうなどのデメリットがある。

農地における対策として、金網柵およびワイヤーメッシュにおいては集落単位による大規模な対策が実施できるが、電気柵については局地的な防除対策するため、これらを組み合わせることで使用することにより地域全体としての対策を行うことが必要である。また、柵設置後の点検や補修、電気柵における漏電防止のための下草の除去等の適切な管理を定期的に行う必要があり、地域内における連携や意思統一も必要となっている。

令和 6 年度以降も捕獲に加え、防除対策（防護柵・電気柵の設置、忌避剤塗布等）を関係機関と連携しながら進めていく。

表9 設楽町における令和6年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
設楽地区	実施	実施	実施	実施 (忌避剤)
津具地区	実施	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

捕獲従事者に対し報奨金の交付に加え、鳥獣の農地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防御柵等（電気柵等）に要する経費の一部を補助していく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのイノシシの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、イノシシの好適な生息環境となり分布域の拡大等につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することでイノシシの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地においてはイネ等の農作物や各種草本類等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

表10 設楽町における令和6年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
設楽地区	◎	△	—
津具地区	◎	△	—

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

(2) 計画を達成するために実施する対策

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、草地化してイノシシの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努めるよう周知していく。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

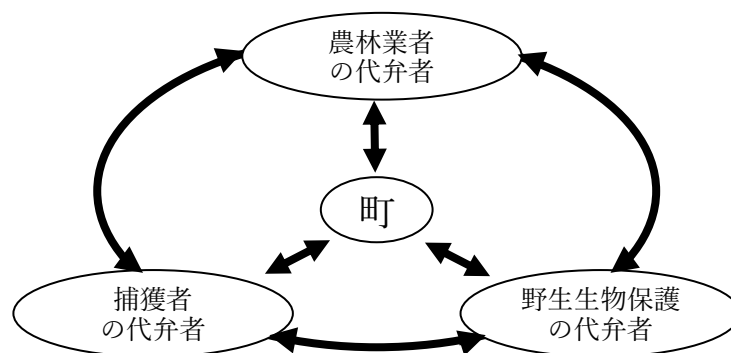


図8 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

(2) 市街地出没への対応

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。ついては、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。